

<b>交渉情報</b>	<b>NO.101</b>	日本郵便信越支社 郵便・物流オペレーション部
JP労組 信越地方本部	2018年5月29日	添付資料:5枚

## 新潟中郵便局の郵便区統合に関する

### 具体的実施計画並びに具体的要員措置に対する地方交渉の整理について

関連：信越地本第 82 号（2018.5.15）、信越地本第 85 号（2018.5.22）

地方本部は5月15日に「新潟中郵便局の郵便区統合に関する具体的実施計画」、5月22日に「具体的要員措置計画」に対して意見表明を提出し、地方交渉を展開してきました。

本日、別紙を持って整理をはかりましたので周知します。

最終整理にあたり、信越支社 西澤郵便・物流オペレーション部長より、「本施策について、具体的実施計画と具体的要員措置計画を提示し、JP労組信越地方本部から意見表明をいただいた。短期間であるが、窓口で精力的に交渉いただき、本日、大綱整理の運びとなった。感謝申し上げます。本施策実施に向け、今回の交渉整理した内容をしっかり行い、万全の準備を行っていく。また、今後、支部労使委員会の窓口と社員周知を丁寧に行い、社員・組合員の皆さまとしっかり意思疎通を図っていくこととする。円滑な実施のためには、組合員の皆さまの協力が必要不可欠。労使一体となって一致協力し、取り組んでいきたい。」との決意が示されました。

地方本部を代表して花見副委員長からは、「本施策について、具体的実施計画、要員措置計画の提示を受け、交渉を積み上げてきた。これから統合実施日までの間、お客さまにしっかりと郵便サービスを提供し、統合による損益改善効果を最大限に発揮するため、より実務的な準備を行っていくことになる。現場の組合員が一番不安なのは、準備状況が見えず、統合実施日が近づいてくることで、これまでの各種施策実施の際の反省点でもある。しっかりとスケジュールを構築し、進捗を図るとともに、その内容について社員と共有し、丁寧な対応をしていただきたい。」との考え方を示しました。

次頁以降に要求内容（下線部）と支社回答のポイントを記します。全体の要求回答は別紙を参照してください。

なお、新潟支部における支部窓口を6月18日（月）までに、関係局における社員周知を6月30日（土）までに実施することとしましたのでご承知ください。

## 「具体的実施計画に対する意見（要求）および回答」

### 【総論】

1、新潟中央郵便局へ新潟中郵便局の郵便区統合をするに至った根拠を示すこと。また、その効果を明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

NW再編効果が見込まれる条件の対象局において、共通事務および郵便事務の一部を集約し、管理者の減配置等による郵便・物流事業の損益改善がはかられるとしています。

2、別に説明するとしている「郵便窓口等の取扱時間」、「運送施設等」、「郵便機械等の配備計画」、「車両の移動」について、早期に説明するよう、求めたことに対し支社は、

「郵便窓口等の取扱時間」、「郵便機械等の配備計画」、「車両の移動」については、確定次第、「運送施設等」については、遅くとも7月末までには確定の上、情報提供するとしています。

### 【業務】

3、直前直後の業務運行に万全を期すこと。また、統合初日・二日目が土・日曜日となるため、混乱することのないよう、十分な連絡体制を作り社員周知するよう、求めたことに対し支社は、

支社と関係局の連絡を密に行い、万全の体制で取り組むとしています。また、統合初日・二日目は混乱が生じないよう関係社員との連絡体制を確立するとしています。

4、班長会議やミーティング等をどのように行うのか示すこと。また、新潟中央郵便局で行う社員周知等については、第四集配営業部新潟中分室に確実に伝わる体制を構築するよう、求めたことに対し支社は、

新潟中央局での開催を基本とし、分けて開催するほうが効果的な場合（交通安全関係等で車両等を用いる場合）については、第四集配営業部新潟中分室単独での開催もあるとしています。その際には、周知事項や情報に相違が無く確実に伝わるようにするとしています。

5、統合後の新潟中郵便局における、ゆうゆう窓口業務のあり方について示すこと。また、切手類等の管理・取扱及びお届けサービスの扱いについて明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

ゆうゆう窓口業務については変更が無いとしています。また、切手類等の管理・取扱及びお届けサービスについては、現行同様のサービスを維持するとしています。社員の負担減、システム面等の課題を両郵便局の総務部社員と意見交換したうえで調整をはかりたいとの考え方を示し、別途6月中に説明をするとの回答を引き出しました。

6、現在、新潟中郵便局総務部では、20系・30系両方の総務事務を行っているが、統合後の新潟中郵便局の総務事務のあり方について明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

20系の総務事務は新潟中央郵便局総務部で、30系の総務事務は新潟中郵便局窓口営業部で行うとしています。

7、現在、新潟中郵便局郵便部で行っているコールセンター業務の統合後の扱いについて明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

引き続き、現状と同様の業務を新潟中央郵便局第四集配営業部新潟中分室で行う（現状と変更なし）としています。

8、新潟中郵便局承認で扱われている別納・後納処理は、統合により新潟中央郵便局に移管される事が想定される。移管処理にあたっては、支社で業務指導・応援を行い、総務部・郵便計画担当者の業務負担の軽減をはかるよう、求めたことに対し支社は、

後納承認局変更等の移管処理については、支社から業務指導およびフォローを行うことで、郵便局の業務負担を軽減できるよう取り組むとしています。

また、計器別納や新潟中局を承認局として印刷した封筒等の変更はお客様の負担となるため、新たな調達時期に合わせて、丁寧な顧客対応を行うとの回答を引き出しました。

#### 【施設】

9、本施策により新潟中郵便局総務部社員が新潟中央郵便局へ異動となることから、更衣室・ロッカー等の設備の充実化をはかるよう、求めたことに対し支社は、

移動した社員が不自由を感じないように、ロッカー設備等が不足する場合は、必要な設置を行うとしています。また、更衣室については現状の更衣室で人数増に対応できるとしています。

10、統合により自動車通勤する社員が増えることが想定されるため、必要な社員駐車場を確保するよう、求めたことに対し支社は、

統合により自家用車通勤となる社員については、近隣の有料駐車場を紹介するとしています。

11、統合後の新潟中郵便局総務部及びかんぽ生命新潟支店の移転に伴うスペースの活用方法について明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

現在、空きスペースに関して活用予定は無いとしています。

12、現在、新潟中郵便局で契約している保守店（四輪・二輪の点検・修理等）の扱いについて考え方を示すよう、求めたことに対し支社は、

現在契約している保守店の受持を新潟中局から新潟中央局に変更し、引き続き利用するとしています。

#### 【要員・労働力】

13、計画人員について、現行の新潟中郵便局郵便部の時間制定数「3.6」を改正後は新潟中央郵便局第四集配営業部新潟中分室「3.1」にするとしているが、「0.5」減とする根拠を明らかにすること。

また、本施策に伴い安易な雇用調整を行わないよう、求めたことに対し支社は、  
現在、新潟中局で実施している小型・大型手区分郵便物の配達大区分作業を新潟郵便局へ移管することから、その労働力を「0.5」と算定したとしており、それに伴う安易な雇用調整は行わないとの考え方を明らかにしました。

#### 【期間雇用社員】

14、本施策に伴い配置転換となる期間雇用社員等の無期労働契約への転換については、新潟中郵便局における勤務期間を通算するよう、求めたことに対し支社は、  
本施策において配置転換となる期間雇用社員等の雇用契約期間を通算するとしています。

#### 【その他】

15、支部段階において意思疎通の時間を十分確保し、課題解決に向け丁寧な対応をはかるよう、求めたことに対し支社は、  
支部段階の意思疎通は地方整理後、ルールに基づく支部窓口を行い、課題解決に向け、真摯に対応するとしています。

16、新潟中央郵便局第四集配営業部新潟中分室における労使対応（職場窓口等）の扱いについて明らかにするよう、求めたことに対し支社は、  
新潟中央郵便局第四集配営業部新潟中分室の労使対応は、新潟中央郵便局の職場労使委員会窓口で対応するとしています。

17、本施策の実施計画について対象社員に丁寧に説明し、理解・浸透をはかるよう、求めたことに対し支社は、  
本施策の実施計画及び要員措置計画について、丁寧に説明し、理解・浸透をはかるよう指導するとしています。

### 「具体的要員措置計画に対する意見（要求）および回答」

#### 【要員・労働力】

1、統合後の第四集配営業部新潟中分室において、計画人員に対する過欠員が▲5名となるが、その差異をどのように対処するのか明らかにするよう、求めたことに対し支社は、  
現在、▲5名ではあるものの期間雇用社員を雇用することで正常な業務運行は確保しているとしています。また、今後も、業務量に応じた配置人員となるように対応するとしています。

2、新潟郵便局へ内務事務を移管し、時間制定数を「0.5」増としているが、開局以降、慢性的な要員不足となっており、あるべき業務運行計画とはかけ離れているのが現状である。安定した業務運行を担保するため、新潟郵便局の必要とする労働力については、早期に確保するよう、求めたことに対し支社は、  
現在行っている社員募集方法を継続し、インセンティブの活用やエリア局への協力要請に

より、社員確保対策を行うとしています。併せて、安定した業務運行を確保するため、期間雇用社員を要員が不足する時間帯へシフト変更する場合は、丁寧な説明を行い対応していくとの考え方を明らかにしました。

#### 【配転一時金】

3、本施策において、総務部社員に「配転一時金等」を支給するとしているが、郵便部社員及び第一集配営業部社員、第二集配営業部社員への支給を対象外とした根拠を明らかにすること。

また、将来、デポ方式が変更となり、新潟中央郵便局へ完全統合となった場合の「配転一時金等」の考え方について明らかにするよう、求めたことに対し支社は、

配転一時金の支給対象は、労使協約に基づき、施策実施日に過員が発生した事業場から移動させる正社員としており、新潟中局の郵便部・集配営業部正社員は勤務場所を変更しないことから、支給対象外とするとしています。

現段階で予定はありませんが、新潟中央郵便局へ完全統合する場合には改めて本社に紹介し対応するとの考え方を明らかにしました。